

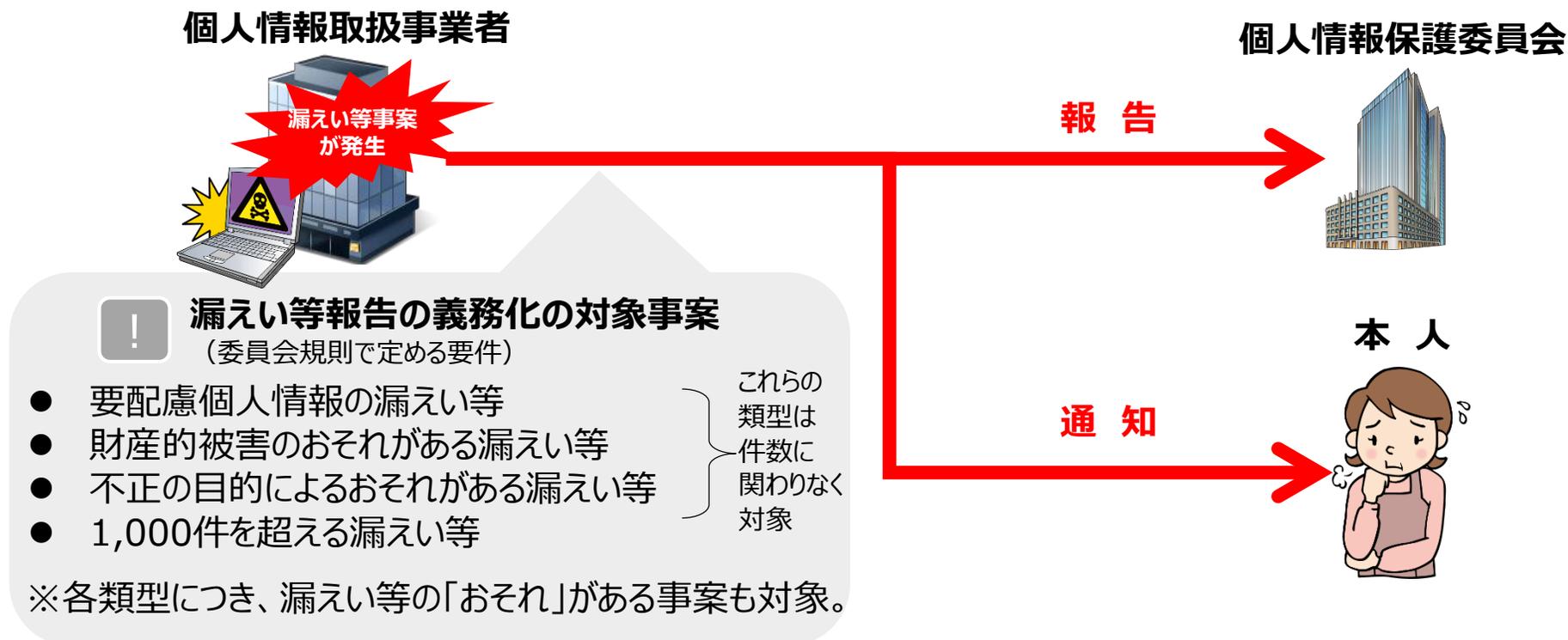
個人情報保護法改正に伴う漏えい等報告の 義務化と対応について

令和4年5月27日

個人情報保護委員会事務局

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。

改正前	改正後
個人情報保護委員会に報告及び本人通知するよう <u>努める</u> （委員会告示）	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、 <u>個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化</u> する（§26）



？ 漏えい等報告はどのような事案で行う必要がありますか？

類型	報告を要する事例
要配慮個人情報の漏えい等	従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合
財産的被害のおそれがある漏えい等	<ul style="list-style-type: none"> ・送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合 ・個人データであるクレジットカード番号のみの漏えい ※住所、電話番号、メールアドレス、SNSアカウント、銀行口座情報といった個人データのみの漏えいは、直ちにこれに該当しない
不正の目的によるおそれがある漏えい等	不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
1,000件を超える漏えい等	システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

？ 漏えい等報告について、報告の期限はどのようになっていますか？

速報と確報の二段階で行う必要があります。

	時間的制限	報告内容
速報	報告対象の事態を知ってから「速やかに」 (個別の事案によるものの、当該事態を知った時点から概ね3～5日以内)	報告をしようとする時点において把握している内容
確報	報告対象の事態を知ってから30日以内（不正の目的によるおそれがある漏えい等の場合は60日以内）	全ての報告事項（合理的努力を尽くしても、全ての事項を報告できない場合は、判明次第、報告を追完）

